1:15,000

所沢都市計画図

令和六年一月作成

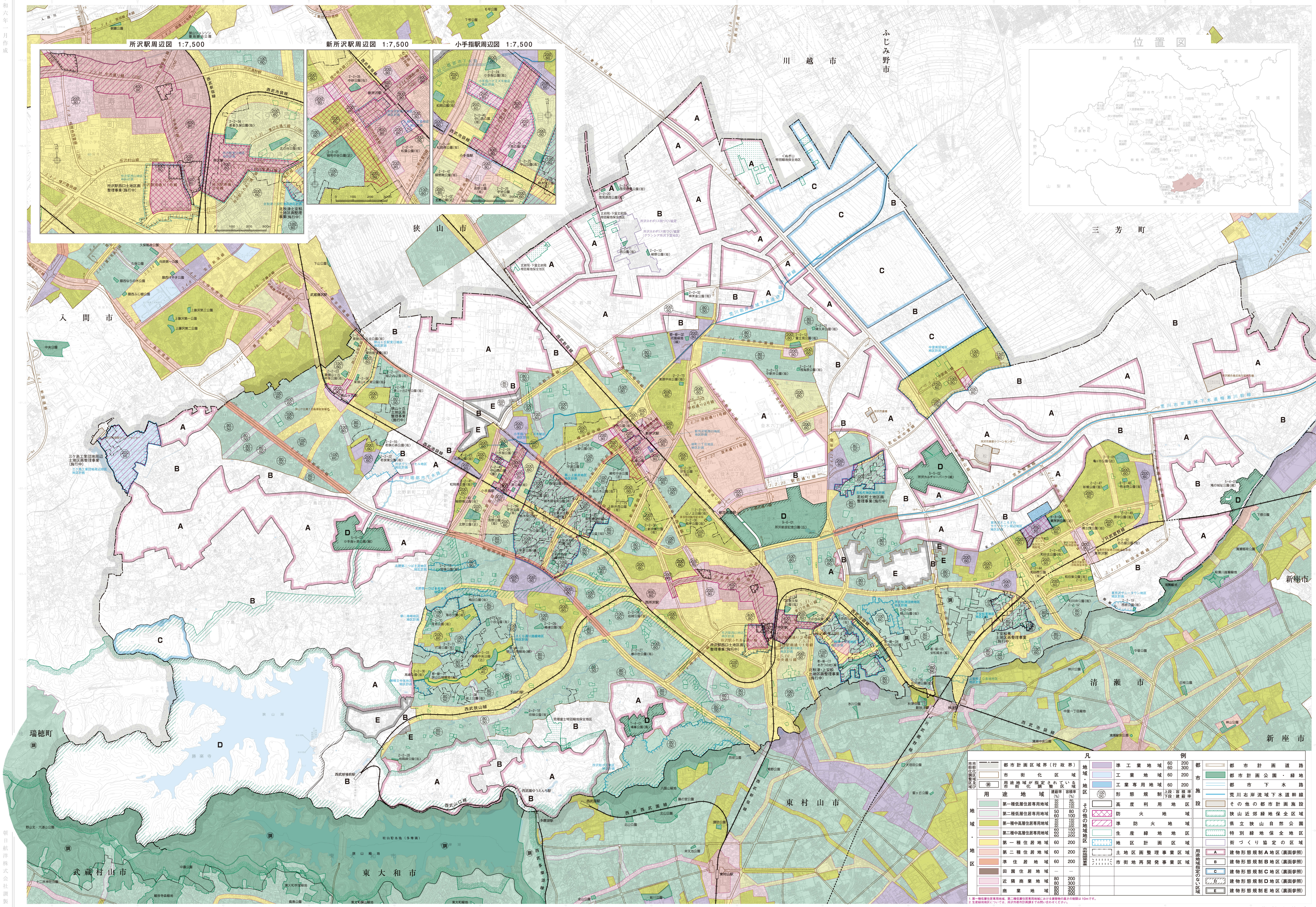

凡例

市街化区域及び市街化調整区域		
	▬ · ▬	都市計画区域界（行政界）
	☐	市街化区域
	調	用途地域が指定されている市街化調整区域

地域・地区		用途地域	建蔽率（%）	容積率（%）
		第一種低層住居専用地域	50 50 60 60	80 100 100 150
		第二種低層住居専用地域	50 60	80 100
		第一種中高層住居専用地域	40 50 60 60	150 100 150 200
		第二種中高層住居専用地域	60 60 60	100 150 200
		第一種住居地域	60	200
		第二種住居地域	60	200
		準住居地域	60	200
		田園住居地域	—	—
		近隣商業地域	80 80	200 300
		商業地域	80 80 80	300 400 500
		準工業地域	60 60	200 300
		工業地域	60	200
		工業専用地域	60	200
	100 50	形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率	

その他の地域地区		
	☐	高度利用地区
	▨	防火地域
	▨	準防火地域
	☐	生産緑地地区
	☐	地区計画区域
市街地開発事業		土地区画整理事業区域
		市街地再開発事業区域

都市施設		
	○—▷	都市計画道路
	🟩	都市計画公園・緑地
	═	都市下水路
	━	荒川右岸流域下水道幹線
	☐	その他の都市計画施設
	☐	狭山近郊緑地保全区域
	▨	県立狭山自然公園
	☐	特別緑地保全地区
	☐	街づくり協定の区域
用途地域指定のない区域	A	建物形態規制A地区（裏面参照）
	B	建物形態規制B地区（裏面参照）
	C	建物形態規制C地区（裏面参照）
	D	建物形態規制D地区（裏面参照）
	E	建物形態規制E地区（裏面参照）

1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域における建築物の高さの制限は10mです。
2. 生産緑地地区については、所沢市都市計画課までお問い合わせください。

複製を禁ず

所沢市役所

朝日航洋株式会社調製

令和３年３月測図の1:10,000より縮小編纂したものである。

座標系　第Ⅸ系
等高線間隔　１０ｍ

令和３年３月　印刷

注意
1. この地図（都市計画情報）は、令和６年１月現在のものです。
2. 隣接市町の都市計画（用途地域、都市計画道路等）については、各市町担当課までお問い合わせください。
3. 許可なくして複製することを禁じます。

1:15,000

0　500　1,000　2,000m

「この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。（承認番号）2都市基交著第107号」

「この測量成果は、入間市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである（承認番号）入都収第83号」

「この測量成果は、川越市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである（承認番号）川都計収第71号」

「狭山市の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用したものです
承認番号　令和2年6月29日（狭都初第63号）」

「この測量成果は、新座市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである（承認番号）新ま収第55号」

「この測量成果は、富士見市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである（承認番号）富ま推第31号」

「この測量成果は、ふじみ野市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである（承認番号）ふ都第295号」

「この測量成果は、三芳町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである（承認番号）三芳都発第200号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである（助言番号）令2関公第１２４号」